

案内設備までの経路

(視覚障害者バリアフリー経路)

基本的考え方

視覚障害者にとって、道路、敷地内の通路から目的とする利用居室等まで、迷わず安全に移動できることが基本であり、自ら情報を取得しながら快適に到達できる環境を整えることが大切である。建築物を設計する際には、建築物全体を通して、視覚情報以外の連続的な情報提供を行うよう配慮する。建物の内外において、周辺との景観の調和、良好な室内環境の確保ができるよう色彩等計画に留意する。

整備基準	案内設備までの経路	解説図
<p>(1) 道等から15の項※(2)に規定する設備、同項(3)に規定する案内所又は同項(4)に規定する呼出装置までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者バリアフリー経路」という。）にすること。ただし、道等から案内設備までの経路を主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者バリアフリー経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 当該視覚障害者バリアフリー経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者バリアフリー経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等がある部分を除く。）</p>	<p>図3-1 視覚障害者 バリアフリー経路</p> <p>→図3-2 段または傾斜がある 場合の整備</p>	

※15の項とは、「案内設備」（2-66頁）で規定する基準である。

整備基準の解説

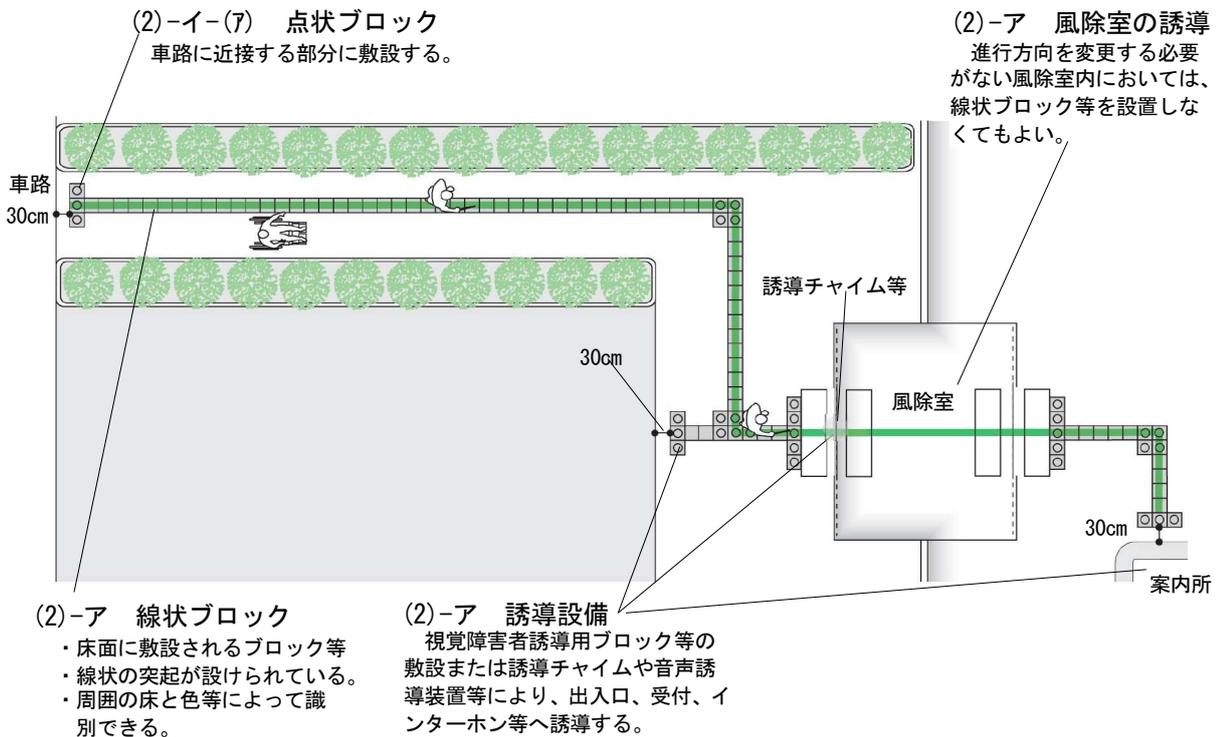
(1) 道等から次のうち1以上の経路を視覚障害者バリアフリー経路とする。

- ・案内設備（エレベーター、便所等の配置を示す点字、音声等の設備）
- ・案内所（常時勤務者ありの場合）
- ・呼出装置（出入口に設けるインターフォン等）

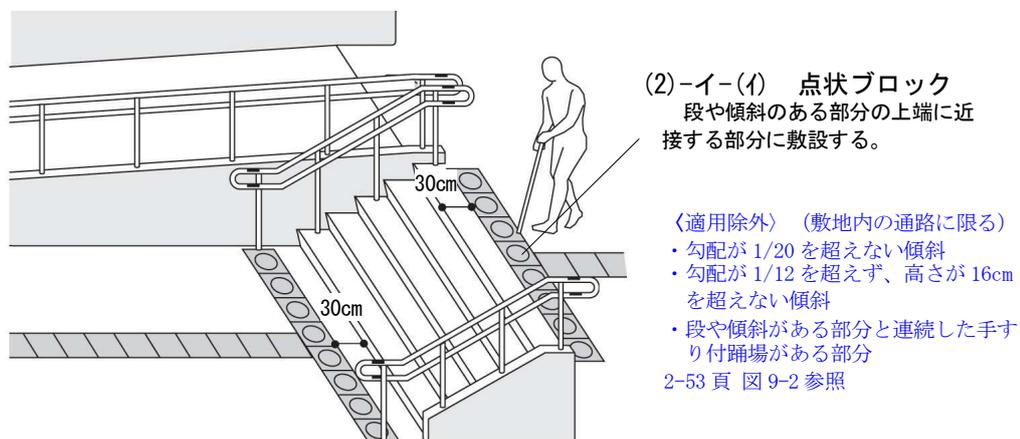
〈適用除外〉

- ・自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・案内所（常時勤務者あり）から出入口が見え、かつ、道等から出入口までが視覚障害者バリアフリー経路の場合。

■ 図 3-1 視覚障害者バリアフリー経路



■ 図 3-2 段または傾斜がある場合の整備



動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の移動動作を表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性格、設計箇所別の配慮事項を示している。

● 白杖、視覚障害者誘導用ブロックによる全盲者の移動動作（歩行）

- ・白杖で自分がいる場所より2枚程度先の線状ブロックを確認しながら歩く。線状ブロックの上を歩く人、片足だけ線状ブロックの上を歩く人、横を歩く人等個人差がある。点状ブロックは、白杖で確認すると同時に足の裏で踏んで確認する。



● 白杖、視覚障害者誘導用ブロックによる全盲者の移動動作（階段）

- ・白杖で階段の高さを確認しながら上る。降りる時は、2段程度先の階段の縁を杖で確認しながら降りる。



● 白杖、手すり利用による全盲者の移動動作

- ・手すりがある場合は、白杖で路面を確認し、視覚障害者誘導用ブロックは、補助程度に使う。



● 白杖利用による全盲者の移動動作

- ・白杖を肩幅より少し広いくらいの幅で振りながら前方を確認して歩く。



● 盲導犬利用による全盲者の移動動作

- ・盲導犬は、利用者を歩道の左側に誘導し、路面の凸凹や障害物を発見すると止まり、指示を待つ。



設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

	設計 図内 の 番号	視覚障害 	
		見えにくい（弱視/色盲）	見えない（全盲）
情報取得方法	—	・視覚以外の情報（聴覚情報、触覚情報等）に加え、わずかな視力や視界で（視覚）情報を感じ取る。	・触覚的信息（白杖、指先、足底等）、聴覚的信息（音声、足音、誘導鈴等）、嗅覚情報を総合的に感じ取る。
敷地内の通路	①	・車路に接する部分に点状ブロックを設置する。 ・積雪により通路を判別しにくくなるため、できるだけ融雪装置や上屋を設ける。	
外部出入口 （玄関）	②	・道等から玄関まで視覚障害者誘導用ブロック等で誘導する。 ・大規模な建築物では玄関がわかりにくく迷いやすいので注意する。	
		・戸のガラス等は、衝突防止のため目線高さに表示を行い、衝突時の事故防止のため安全ガラスを用いる。	
案内板、 触知図	③	・案内板等の表示は、大きめの文字や図を用い、わかりやすいデザインとし、背景色との色相と明度の差に配慮する。 ・接近して確認できる設置高さが望ましい。 ・案内板、触知図は、表示が見えやすいよう明るさに配慮する。	・案内板は、触知図と併用することが望ましい。 ・触知による総合案内板は音による案内、インターホンも併設するなど利用のしやすさに配慮する。 ・触知図を屋外に設置する場合は、雨や積雪、夏期の表面温度の上昇等に配慮し、快適に触察できるようにする。
廊下等	④	・手すり、視覚障害者誘導用ブロック、壁面、床面の色相や明度により誘導を行う。 ・床から壁への立ち上がり境を認識しやすくするため、床面と壁は、色相と明度の差に留意する。 ・誘導方法は、施設の用途に応じて、誘導設備や色相と明度の組み合わせを検討する。	
		・ロビー等の広い空間では迷いやすいため視覚障害者誘導用ブロック等で誘導することが望ましい。 ・消火栓、配電盤等を設ける場合は、通行の妨げとならないように設置し、柱等の突出物はできるだけなくす。	
室名表示	⑤	・大きめの文字、背景色との色相と明度の差に配慮する。	・手すりに部屋名の点字表示を行う。 ・点字を読めない視覚障害者も多いため、墨字部分は凸文字とすることが望ましい。
階段	⑥	・回り階段は方向を失いやすく、踏面の寸法が内側と外側と異なるため、直階段または折り返し階段とする。	
		・段の踏面端部とその周辺の部分は、色相、明度、仕上げ等に差をつけて、識別しやすいものとする。	・階段の上端に近接する踊場部分（階段の降り口）には、点状ブロックを敷設する。 ・玄関等から階段まで連続誘導がなされている場合には、階段の下端にも視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。 ・手すりの水平部分に現在位置及び上下階の情報等を点字表示する。 ・階段下の空間が空いている場合、気づかずに近づきぶつかる危険があるため、近づかないように誘導するなど安全対策をすることが望ましい。
傾斜路	—	・傾斜路は、色相、明度、仕上げ等の差に配慮し、通路や廊下等と識別しやすいものとする。	・傾斜部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロックを敷設する。
昇降機	⑦	・受付等から昇降機への誘導を、視覚障害者誘導用ブロック等で行うことが望ましい。また、昇降機から降りた後も、視覚障害者誘導用ブロック等への誘導を行うことが望ましい。点状ブロックは呼出ボタン側に設置する。	
		・籠の昇降方向、到着する階、出入口の戸の開閉を音声で案内する。 ・ボタン操作時に応答音により案内することが望ましい。 ・制御装置の取り付け位置、配列、ボタン形状、使い方を施設内で統一することが望ましい。	・籠内、乗降ロビーに点字表示を行う。 ・制御装置の階数表示は、凸文字とする。 ・制御装置の点字表示は、立位で利用するボタンに設置することを基本とするが、車椅子対応ボタンにも設置することが望ましい。

	設計 図内 の 番号	視覚障害 
		見えにくい（弱視/色盲） 見えない（全盲）
便所	⑧	<ul style="list-style-type: none"> 同一建物内の便所は、利用方法が同じだとわかりやすいため、同一建築物ではできるだけ同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。 便器洗浄等のボタンは、凹凸、点字、凸文字や触覚記号等、コントラスト等をつけて認識しやすくする。 男女の区別は、色相、明度やピクトグラムによりわかりやすく表示する。 手すりは認識しやすい色とする。 触知図がある場合は、触知図へ、触知図がない場合は、出入口へ視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 触知図の取付け位置は、手すり及び多目的便所の開閉ボタンとの位置関係に留意する。 便所近くの壁面には、便所内の配置及び男女の区別を触知図や点字等で案内する。
視覚障害者 誘導用ブロック	⑨	<ul style="list-style-type: none"> 歩行ルートは、湾曲しないよう直線上に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。極端に遠回りにならないように注意する。 受付等案内設備までの敷設を基本とするが、建築物の用途に応じて、昇降機、カウンター、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまで連続的に敷設する。 屋外で視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、積雪時に滑りやすいので材質に注意する。 弱視者が認識しやすいよう、床面との色相と明度の差や輝度比に配慮する。
点字表示	⑩	<ul style="list-style-type: none"> 点字だけではなく墨字も表示する。 点字を読めない視覚障害者も多いため、墨字部分は凸文字とすることが望ましい。 点字は、最新の点字表記法に基づいて正しく表示する。 操作ボタンへの点字表示は、左、上、下、右の順で優先的に設置する。 点字の読みやすさはもとより、手触りにも配慮する。

設計上の配慮事項（設計箇所別）

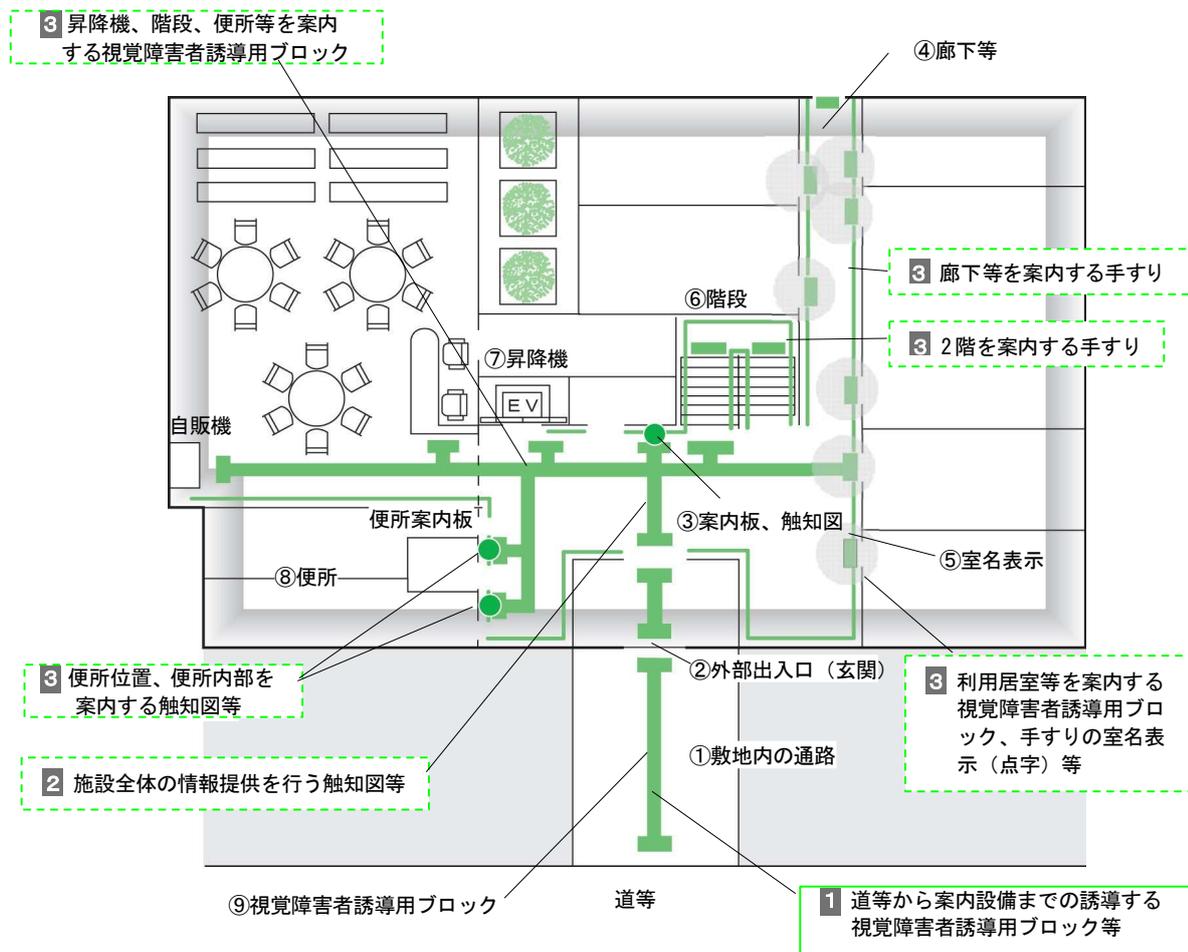
※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■視覚障害者誘導の考え方

- ・単純でわかりやすい誘導を原則とし、目的地となる利用居室等まで誘導を行うとともに、利用居室等から道等までの帰路も誘導する。
- ・誘導を手助けする各種誘導補助設備（手すり、触知図、視覚障害者誘導用ブロック、点字表示、音声案内システム等）を単独で配備するのではなく、それぞれの特性を効果的かつ複合的に組み合わせることにより、利用者の移動の流れに配慮する。
- ・弱視者や色覚障害者向けに、認識しやすい色とする。（以下色の見やすさについては2-70頁参照）
- ・視覚障害者への対応だけにとらわれず、高齢者や他の障害のある人の円滑な移動にも配慮し、総合的に歩行支援することが望ましい。

●視覚障害者誘導手順の例

- 1 道等から受付や案内設備までは、視覚障害者誘導用ブロック等により、曲がりや分岐をなくし、直線的に誘導する。
- 2 受付や案内設備では、施設全体の情報提供を触知図等で案内する。
- 3 受付や触知図等から目的地までは、視覚障害者誘導用ブロック、手すり等により誘導し、手すりの点字表示等により利用居室等の案内を行う。
- 4 逆の手順で利用居室等から道等までの帰路を誘導する。

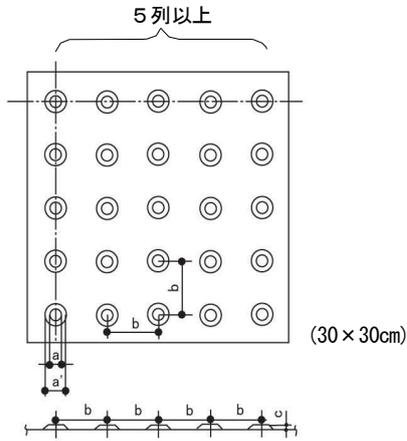


■視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法

JIS T 9251

⑨視覚障害者誘導用ブロック

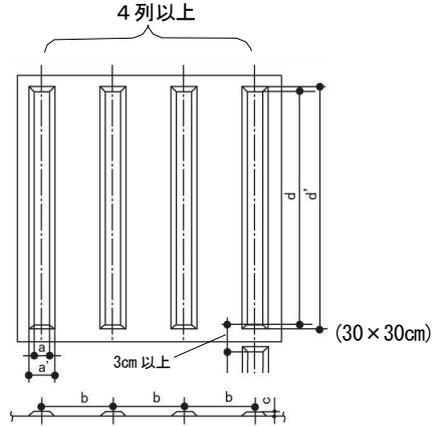
点状ブロック
前方の注意喚起、歩行方向の転換、
誘導対象施設等の位置情報を予告する



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	55~60	
c	5	+1 0

線状ブロック
線の延長を歩行方向として案内する

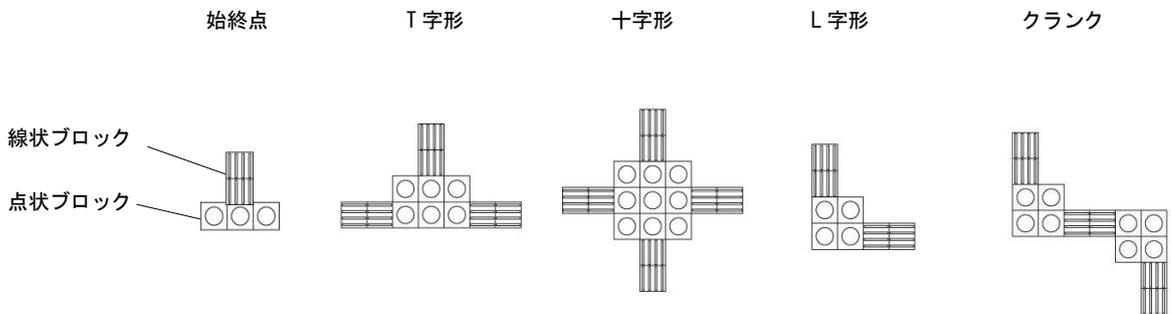


単位：mm

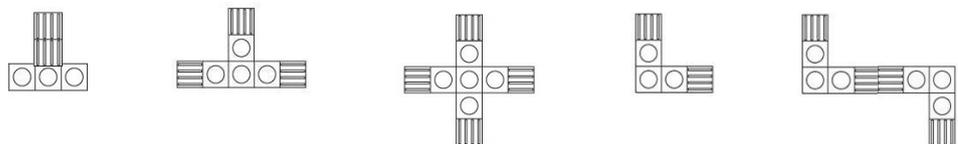
記号	寸法	許容差
a	17	+1.5
a'	a+10	0
b	75	
c	5	+1 0
d	270以上	
d'	d+10	

■視覚障害者誘導用ブロックの分岐部・屈曲部の敷設方法の例

⑨視覚障害者誘導用ブロック

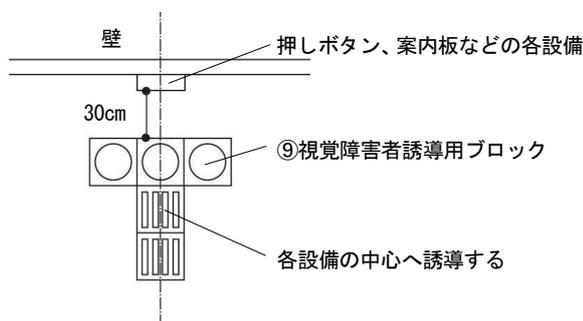


※小規模な建築物の場合

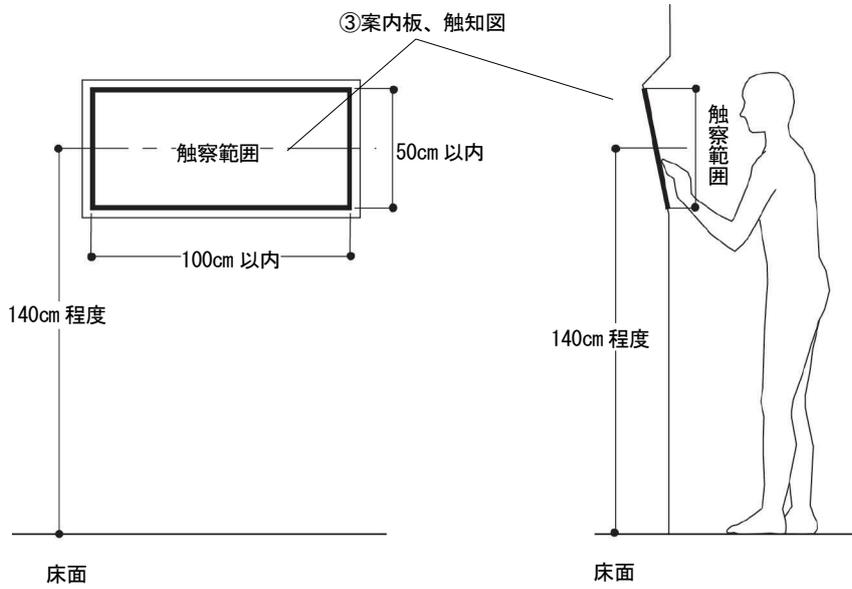


■視覚障害者誘導用ブロックの各設備への敷設方法の例

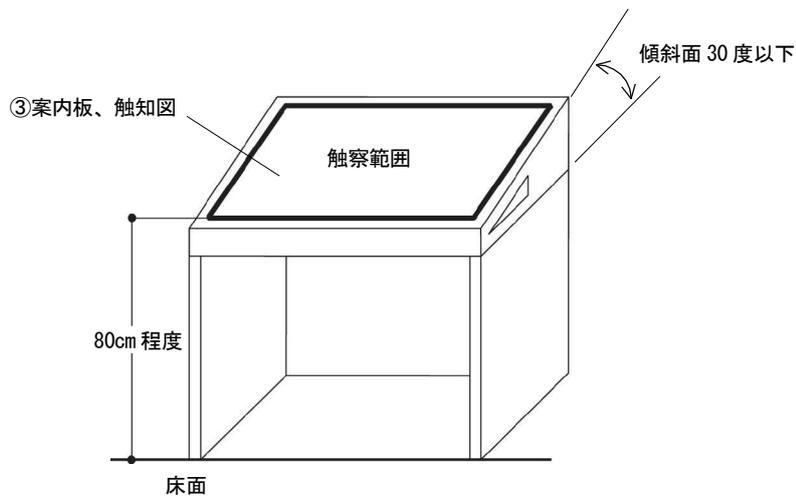
4-26~34 頁参照



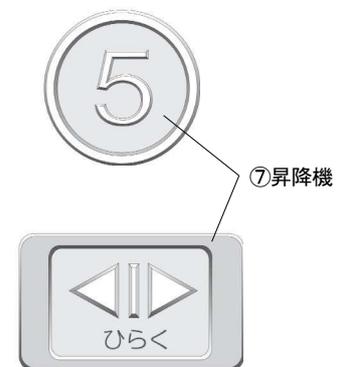
■ 壁付触知図の例



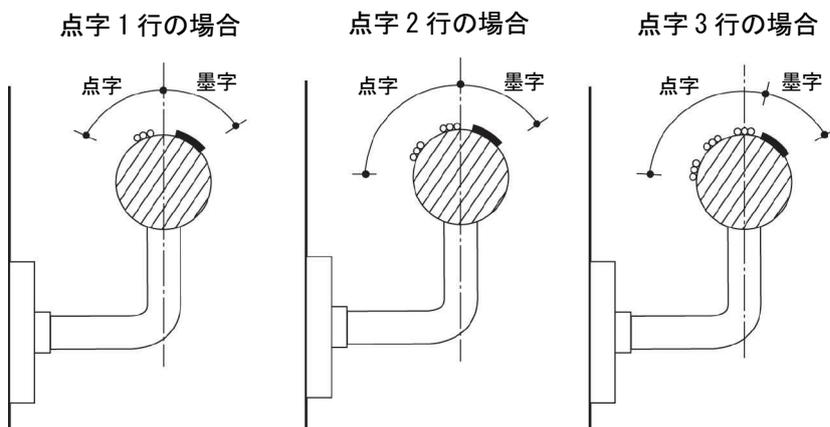
■ 据置触知図の例



■ 凸文字の例



■ 手すりの点字表示の例 ⑩点字表示



整備事例

●広いロビーは視覚障害者誘導用ブロックで誘導



- ・1階ロビーは広く迷いやすいため、昇降機や階段へも視覚障害者誘導用ブロックで誘導している。
- ・触知図や案内板、受付等により、わかりやすい誘導をしている。(石川県庁・金沢市)

●手すりと点状ブロックで誘導



- ・昇降機の乗降ロビーから触知図まで、視覚障害者誘導用ブロックで誘導している。
- ・手すりと点状ブロックで、利用居室等や便所を案内している。
- ・壁が白に近いため、床面は濃いグレーとしてコントラストを付けている。(石川県庁・金沢市)

●昇降機は呼出ボタンへ誘導



- ・昇降機の呼出ボタン位置へ誘導している。
- ・点状ブロックを扉方向に延ばすと、昇降機から降りた時に、視覚障害者誘導用ブロックが察知しやすい。(石川県庁・金沢市)

●墨字をベースにアクリルカバーに点字表示



- ・触知図は、ベースの地図に墨字を表示し、その上に重ねたアクリルカバーに触知図や点字を表示している。
- ・触知図の中心高さは140cm程度。(石川県庁・金沢市)

●大きく曲がる手すり



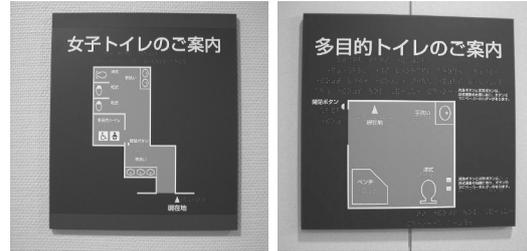
- ・利用居室等の開口部では、手すりを大きく上に曲げて案内している。
- ・室名等の表示がある壁面は、濃紺で統一されていてわかりやすい。
- ・文字とのコントラストも強い。(ビッグ・アイ・大阪府堺市)

●音声誘導装置で玄関、受付、利用居室等へ誘導



- ・音声誘導装置を、庁舎1、2階で試験的に導入している。
- ・受信機のスイッチを押しながら発信器の方向に向けて、手元のスピーカーから音声で案内する。（石川県庁・金沢市）

●触知図での便所案内



便所内の案内 多目的トイレ内の案内

- ・便所入口付近に、便所内と多目的トイレ内を案内する触知図があり、内部の配置が確認できる。（石川県庁・金沢市）

●色相でわかる男女の区別



- ・便所正面の壁には、大きなピクトがあり、さらに、面全体が男性青色、女性赤色であるため、男女の区別がわかりやすい。
- ・触知図、手すりの点字表示、点状ブロックが連動している。（ビッグ・アイ・大阪府堺市）

●主要な案内表示はすべて凸文字



- ・利用居室等や便所等の案内表示は文字が大きい。
- ・凸文字のため、点字が読めない人にも判読できる
- ・扉の引き手方向の矢印も、凸文字である。（ビッグ・アイ・大阪府堺市）

●バス停から受付まで誘導



- ・バス停付近に建物の触知案内を設置している。
- ・バス停から視覚障害者誘導ブロックと手すりを利用し受付まで誘導している。（県立美術館・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・大規模な建築物では、常時来客に対応できる従業員（案内係、受付係、ドアマン等）を配置し、必要に応じて案内を行うことが望ましい。
- ・視覚障害者バリアフリー経路上において、案内板等の設置や、自動車・自転車の乗り上げにより、通行や情報取得の際に妨げとならないよう注意する。また、設計段階から、通行の妨げとなる物が置かれないう配慮することが望ましい。
- ・施設内で触知図や点字表示の設置が難しい場合には、携帯できる簡易な触知図資料（印刷物）を用意することが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロックや点字表示等が、破損や汚濁等によって機能や効果が低下しないよう定期的にメンテナンスを行うことが望ましい。
- ・利用居室等の名称を変更する場合には、点字表示も速やかに変更する。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、視覚障害者誘導用ブロックをよりどころとして歩くことで不安が軽減される人もいるため、視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、知的、発達、精神に障害のある人の誘導にとっても有効である。
- ・また視覚障害者誘導用ブロックに限らず、手すりの設置や床面の仕上げ、色彩の工夫など歩行のより所や注意喚起として有効な整備が求められる。

